

○栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費支給実施要綱

平成 22 年 3 月 29 日

告示第 79 号

改正 平成 23 年 9 月 28 日告示第 284 号

平成 26 年 1 月 21 日告示第 34 号

平成 27 年 1 月 25 日告示第 416 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第 57 条に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給申請のため、栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書を作成した場合における報酬相当額の支援費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、法及びこれに基づく法令に定めるところによる。

(支給対象業務)

第 3 条 支給対象となる業務は、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、住宅改修費の支給申請に係る理由書（以下「理由書」という。）を作成する業務とする。

(支給対象者)

第 4 条 支援費の支給対象者は、次に掲げるものが属する事業者とする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 作業療法士
- (3) 福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上の資格を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者に準ずる資格を有する者

(支給の額)

第 5 条 支援費の額は、理由書作成 1 件につき 2,000 円とする。

(請求手続)

第 6 条 支援費の支給を受けようとする者は、理由書を作成した当該住宅改修費の支給決定がされた日の属する月の翌月 10 日までに、資格を有することを証する書類等及び作成した理由書の写しを添えて、介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費請求書（別記様式）により市長に請求しなければならない。

(平 23 告示 284 ・一部改正)

(支給の決定)

第 7 条 市長は、前条による請求を受けたときは、その内容について審査を行い、支給又は不支給を決定する。

2 市長は、前項により支給の決定をしたときは、速やかに支援費を支給するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大平町介護支援専門員に対する特例業務支援事業実施要綱(平成13年大平町要綱第4号)又は藤岡町介護支援専門員等に対する特例業務支援事業実施要綱(平成13年藤岡町訓令第5号)(以下これらを「合併前の要綱」という。)の規定により交付決定を受けた助成金についてはなお合併前の要綱の例による。

3 前項の規定によるほか、この告示の施行の日の前日までに、合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

4 岩舟町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の介護支援専門員に対する特例支援事業実施要綱(平成12年岩舟町告示第114号。以下「編入前の要綱」という。)の規定により交付決定を受けた助成金については、なお編入前の要綱の例による。

(平26告示34・追加)

5 前項の規定によるほか、編入日の前日までに、編入前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(平26告示34・追加)

附 則(平成23年告示第284号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第34号)

この告示は、平成26年4月5日から施行する。

附 則(平成27年告示第416号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費支給実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

16 この告示による改正後の栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費支給実施要綱の規定は、施行日以後の請求書から適用し、施行日前になされた請求書については、なお従前の例による。

別記様式(第6条関係)

介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費請求書

栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費支給実施要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

金 _____ 円(2,000円× 件)

(内 訳)

番号	被保険者番号	個人番号	対象者氏名	住 所	住宅改修着工日	備 考

年 月 日

(宛先) 栃木市長

請求者

住 所

事業所名

㊞

介護支援専門員等

氏 名

㊞

振込先

金融機関名	本店・支店	預金種別	普通・当座
口座番号			
(フリガナ) 口座名義			

記載の留意点 記載例

別記様式（第6条関係）

介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費請求書

栃木市介護保険住宅改修支援事業に係る理由書作成支援費支給実施要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

金 _____ 円 (2,000円× 件)

(内 訳)

番号	被保険者番号	対象者氏名	住 所	住宅改修着工日	備 考

年 月 日

(あて先) 栃木市長

振込先口座名義人と請求者を合わせてください。

●請求者欄

住所：「法人・事業所所在地」を記載
次に、「法人名称」、「代表者職名、氏名」を記載
法人代表者印を押印してください。

事業所名：「居宅介護支援事業所名」を記載
介護支援専門員等：実際に理由書を作成した方の氏名を記載し、個人印を押印してください。

請求者

住 所 栃木市〇〇町〇〇〇
 社会福祉法人〇〇〇〇 理事長□□□□ (印)
 事業所名 居宅介護支援事業所とちぎ
 介護支援専門員等
 氏 名 栃木 花子 (印)

振込先

金融機関名	本店・支店	預金種別	普通・当座
口座番号			
(フリガナ) 口座名義	社会福祉法人〇〇〇〇 理事長□□□□		